

# 調布市障害者総合計画（素案）

## ■ 計画の策定目的等

策定目的	障害のある方の地域生活に関する施策の総合的な推進と，市民全体が障害の有無によってわけ隔てられることなく，相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現のため
計画期間	令和6年度から令和11年度までの6箇年 （第7期障害福祉計画，第3期障害児福祉計画部分については令和6年度から令和8年度までの3箇年）
計画の特徴	障害のある方の地域生活に関わる分野全般についての市の施策について定めるとともに，法に基づく障害福祉サービス等については，令和8年度までの見込み量と提供体制の確保のための方策を記載
対象	全ての市民 ※障害のある方に限定しない。

## ■ 計画の体系

計画の位置づけ	<p>各法に基づく以下の3つの計画を一体として策定する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 障害者計画（障害者基本法第11条第3項） 市の障害者のための施策全般に関する基本的な計画（計画期間：6年）</li> <li>○ 第7期障害福祉計画（障害者総合支援法第88条第1項） 市の障害福祉サービス，相談支援及び地域生活支援事業の提供体制の確保に関する計画（計画期間：3年）</li> <li>○ 第3期障害児福祉計画（児童福祉法第33条の20第1項） 市の障害児通所支援及び障害児相談支援の提供体制の確保に関する計画（計画期間：3年）</li> </ul>
基本目標 ・ 基本的考え方等	<p>I 障害のある方と家族への切れ目のない地域生活の支援</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 本人だけでなく家族全体の地域生活を支える視点</li> <li>・ 生涯にわたるどのライフステージにおいても，切れ目なく支えるための施策</li> <li>・ 日常生活および社会生活のあらゆる分野で適切なサービスや支援が行き届く体制づくり</li> </ul> <p>II 安心して住み続けられる地域の環境づくり</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 誰もが安心して住み続けられる地域社会</li> <li>・ 障害による差別や排除のない共生社会の充実</li> <li>・ 福祉サービスの基盤充実とともに，物理的（ハード），精神的（ソフト）の両面からの「社会的障壁」の除去</li> </ul>

重点施策	<p>以下の施策体系により各分野基本的方向性と事業計画を記載</p> <p>I 障害のある方と家族への切れ目のない地域生活の支援</p> <p>A 生涯にわたる支援</p> <p>(1) 相談支援</p> <p>(2) 健康づくり・医療的な支援</p> <p>(3) 権利の擁護</p> <p>(4) 障害福祉サービスによる生活支援</p> <p>(5) 医療的ケアが必要な方への支援</p> <p>(6) 経済的な支援</p> <p>(7) 住まいの支援</p> <p>B ライフステージに応じた支援</p> <p>&lt;子ども期&gt;</p> <p>(1) 発達相談と療育・子育ての支援</p> <p>(2) 教育における支援</p> <p>(3) 放課後等の活動の支援</p> <p>&lt;成人期・高齢期&gt;</p> <p>(4) 働くこと・日中活動の支援</p> <p>(5) スポーツ・芸術・余暇活動の支援</p> <p>(6) 高齢期の支援</p> <p>II 安心して住み続けられる地域の環境づくり</p> <p>C 障害福祉サービスの基盤の充実</p> <p>(1) 福祉人材の育成・確保</p> <p>(2) 事業者の支援</p> <p>D 地域の環境づくり</p> <p>(1) 移動の支援</p> <p>(2) バリアフリーのまちづくり</p> <p>(3) 情報提供</p> <p>(4) 障害理解と交流</p> <p>(5) 地域のネットワークづくり</p> <p>(6) 災害時の支援</p> <p>(7) 当事者の参画</p>
その他の計画の特性	<p>計画策定にあたって、「市民福祉ニーズ調査」、「関係機関ヒアリング・アンケート調査」の実施、「調布市障害者地域自立支援協議会からの意見具申」、「団体からの意見提出」を受け、障害のある方の地域生活における実態とニーズを把握</p> <p>計画書の全ページに音声コードを添付</p>
計画の進行管理	<p>調布市障害者地域自立支援協議会において、計画の進行管理や推進等を行う。</p>